

「設計業務等共通仕様書」の改定について

1 改定の基本的考え方

- ・原則として、九地整の設計業務等共通仕様書(R7.4)に準拠する。
- ・県独自の規則、通知に基づくものはその規定に準じる。

2 主な改定

	工種等	変更箇所
第1編	共通編	<ul style="list-style-type: none"> ・担当技術者の配置「適切な人数とし」の文言追加 ・打合せ等（第1111条）に記載されている“ワンデーレスポンスの取組”については、第1307条「環境改善の実施」に含まれるため削除。 ・（参考）の関係図書は、最新版に修正
第2編	河川編	<ul style="list-style-type: none"> ・文言の修正（施工計画→施工計画及び仮設計画） ・文言の修正（図面製作→図面製作及びパース計画） ・文言の修正（景観検討→景観設計）
第6編	道路編	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネルの断面及び支保工の設計について、なお書きを追記。 ・橋梁予備設計の比較案（3案を選定→プレキャストを含む3案以上を選定） ・防災カルテ（発注者より貸与される→過年度に作成された）